

会議録

会議の名称	平成29年度第7回西東京市建築審査会
開催日時	平成29年11月16日（木曜日）午後2時から3時30分まで
開催場所	保谷庁舎2階第1会議室
出席者	【委員】室木委員、齋藤委員、杉崎委員、上木委員、鈴木委員 【事務局】柴原都市整備部まちづくり担当部長、 清水建築指導課長、榎戸係長、黒田主事、小貫係長、矢澤主事
議題	議題1 第6回会議録（案）について 議題2 建築基準法44条第1項第2号による許可同意について 議題3 その他（情報公開範囲について、次回会議の開催について）
会議資料の名称	資料1 第6回会議録（案） 資料2 議案第11号 法第44条第1項第2号許可 資料3 議案第12号 法第44条第1項第2号許可 資料4 議案第13号 法第44条第1項第2号許可 資料5 議案第14号 法第44条第1項第2号許可 資料6 情報公開の範囲について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員 ただいまから第7回西東京市建築審査会を開会いたします。 それでは、前回の会議録(案)から、説明をお願いします。</p> <p>○事務局 第6回会議録（案）の説明……資料No.1</p> <p>○委員 会議録につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>○委員 それでは議題2の同意案件に入ります。本日は議案が4件ありますので先に議案4件の質疑を行いその後に評議とさせていただきます。 それでは、議案第11号から事務局より説明をお願いします。</p> <p>○事務局 議案第11号説明……資料No.2 質疑応答 なし</p> <p>○事務局 議案第12号説明……資料No.3 質疑応答 なし</p> <p>○事務局 議案第13号説明……資料No.4 質疑応答 なし</p> <p>○事務局 議案第14号説明……資料No.5</p> <p>○委員 本件につきましてご質問ご意見等ありますか。</p> <p>○委員 この計画は、これから駅前を整備するという計画のうちのひとつですか。</p> <p>○事務局 既に駅前改良工事は始まっておりまして、歩道については概ね出来上がっております。 その改良工事の一環でこの乗降場を整備する計画です。</p>	

- 委員
その計画の中で位置を検討してこの位置が望ましいということですね。
- 事務局
はい。バス停やタクシーのりばや駅舎エレベーターなどの導線を考えると、この位置が望ましいとして、計画されたと考えております。
- 委員
タクシーやバスが相当来る中で身障者のスペースとして向かないような気がしますが。
- 委員
他にありませんか。
- 委員
身障者用バースというのは、身障者が乗っている車両が使えるのですか。
- 事務局
そういった方を優先して使われる場所ですが、他の人を禁止にはしていません。
- 委員
車の外見上は見分けられませんよね。停めたいのに乗降場が一杯に並んでいるときの方策はあるのですか。
- 事務局
実際は係員がいて選別するわけではありませんが、現地に身障者や高齢者優先の乗降である旨の掲示をすることです。
- 委員
モラルに任せるということですね。
- 事務局
バスの本数が多いのでバス停を確保するか、タクシー乗り場を確保したい中で、一般車両まではなかなか難しいけれどその中で障害の方はある程度優先ですよというのを提示することで、優先して使えるようになったということです。
- 委員
それでは評議に入ります。
議案第 11 号・・・同意する
議案第 12 号・・・同意する
議案第 13 号・・・同意する
議案第 14 号・・・同意する
- 委員
それでは議題 3 に移ります。情報公開の範囲につきまして事務局から説明をお願いします。
- 事務局
資料 6 をご覧ください。参考として 43 条ただし書の協定書及び協定図をサンプルとさせて頂きました。建築審査会の同意案件等の情報公開請求があった場合に公開される範囲につきまして、実印に関する部分、印影に関してはすべて非開示になります。また代表者や承諾者が個人の場合は非開示となり、法人の場合は開示となります。今後の取り扱いについてですが協定書に 8 項 9 項を新たに付け加え、8 項は開示について、9 項は今後の 43 条第 1 項のただし書の申請のために閲覧させることに対して同意するという旨を記載した協定書にします。そのうえで資料の承諾者、黄色で塗られている部分に関して開示していくことになります。同様に 2 枚目の協定図の中で、法務局等で知り得る情報は開示となります。承諾の有無は 8 項及び 9 項がない協定書の場合は個人情報であるとして非開示となります。これを考え方のベースとして情報公開請求や傍聴人資料の黒塗りを対応していきま

す。

○委員

黄色いところは登記簿取れば分かってしまうことですが、皆さんで決めた事ですからこれでよいかと。ただ印影を隠すのは個人情報ですので良いと思います。

○委員

これは8項と9項で条件をしっかりと書いた上で協定を結ぶというのを相手は理解した上でという前提と見てよろしいですね。

○委員

民間同士の契約なので西東京市だけ必ず異議申し立てませんということにはならないけれど、一定の効果はあるかと思えます。

○委員

これは市の弁護士の方と相談をして整理した上でまとめた結果ですか。

○事務局

市の総務法規課の弁護士と相談をし、さらにそこから個人情報保護審議会委員の意見等を聞いてもらった上でこの範囲であればよいでしょうとの答えをいただきました。

○委員

建物の関係はどうか。

○事務局

外から見える部分につきましては開示していき、第三者が自由に見ることのできない建物の中の間取り等につきましては黒塗りで非開示となります。

○委員

間取りと断面図ですね。中の部分はプライバシーや財産権などがあるので全部黒塗りということですね。

では特に問題なければこれで進めていきます。何かありましたらその都度相談していただくということにします。

来月は現段階では議案がありませんので休止とさせていただきます。

○事務局

1月18日の開催予定につきましては、12月20日頃お知らせいたします。

○委員

ではこれもちまして第7回建築審査会を終了いたします。

西東京市建築審査会条例施行規則第3条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

西東京市建築審査会長

西東京市建築審査会委員
